

後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求めることに関する意見書

平成18年6月の医療制度改革関連法の成立により、本年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されましたが、制度実施と同時に、さまざまな問題点が指摘され、高齢者の不安と怒りが高まっています。

その問題点としては、高齢者に新たな負担が生じること、低所得者ほど負担軽減される人の割合が低いこと、70歳から74歳までの窓口負担が1割から2割に引き上げられたこと、年金記録問題も未解決の中、一律天引きが実施されたこと、などであります。

さらには、制度開始前の昨年10月、間に合わせ的に軽減措置をしたことなどにより、自治体の準備、お年寄りへの周知徹底などが不十分となり、混乱に拍車をかけています。

国会においては、制度の廃止も含めて与野党の議論が行われていますが、今急ぐべきは制度の骨格も含めた抜本的な見直しであると言えます。

2年ごとの見直しで確実に上がっていくとされる保険料、75歳という年齢で区切って別建てとする制度への強制加入のあり方など、運用改善にとどまらない見直しが求められています。

よって、国会及び政府におかれては、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう、抜本的な見直しを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月27日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣